

【緊急】

宜福育第96号
令和2年5月8日

保護者 各位
保護者の雇用主 各位
認可保育施設 各位

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

保育園の登園自粛要請の延長について

特定の職種以外の保護者様に対する登園自粛要請を、
令和2年5月20日（水）まで延長します。

1. 宜野湾市では、令和2年4月27日から当面の間、保護者様が特定の職種である場合を除いては、登園を自粛することを要請しておりました。
2. 令和2年5月5日に、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部から各市町村に対して、この方針を5月20日まで延長することの要請がございました。
これを受けて、宜野湾市では5月20日まで上記の取り扱いを延長することとしました。引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

※家庭保育された場合、引き続き保育料の日割り計算による減免を行います。

※対象となる職種はこれまでと同様です。次ページをご覧ください。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係

電話098-893-4411 内線176, 178

【緊急】

保育の対象となる職種のガイドライン

登園自粛等要請期間中の保育対象者は、原則として保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合に限ります。

1. 社会生活を維持するうえで必要な施設等で従事する方

施設等の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、モノレール、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険代理店、官公署、各種事務所 ※在宅勤務等で家庭保育可能な場合を除く
その他	メディア、葬儀場、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※沖縄県が示した休業要請の対象外施設に準じる。

【緊急】

2. 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する方

施設の種類	内訳
社会福祉施設等	保育所等（認可保育所、認定こども園、小規模・事業所内保育事業）、放課後児童クラブ 等
	介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する施設

3. その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記1. 2. には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や家族親族の看護介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合。ただし、その場合でも、利用時間の縮小や、保育日数の縮減にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係

電話098-893-4411 内線176, 178